

新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第 5 章 輸入通関関係</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 輸入申告</p> <p>(輸入申告時の関係書類等の提出)</p> <p>1-4 前項の規定により通関業者等に「輸入申告等控情報」(審査区分が簡易審査扱い(区分1)で輸入許可となった場合は「輸入許可等通知情報」。以下この項において同じ。)が配信されたときの関係書類の提出の取扱いは以下のとおりとする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 簡易審査扱い(区分1)となった輸入申告の場合 原則として添付書類等の提出を省略するものとする。ただし、次に掲げる輸入申告については、添付書類等に輸入申告番号等を付記して、提出することを求めるものとする。この場合、次のイからへまでに掲げる輸入申告に係る添付書類等(ホに掲げる輸入申告については、<u>イの場合に提出を要する添付書類等のうち免税承認申請書及び未納税引取承認申請書を除く。</u>)の提出期限は、輸入の許可の日の翌日から3日以内(行政機関の休日の日数は算入しない。)とし、<u>ホに掲げる輸入申告において、イの場合に提出を要する添付書類等のうち免税承認申請書及び未納税引取承認申請書の提出期限は、輸入の許可の日までとし、トに掲げる輸入申告に係る添付書類等の提出期限については、税関が指定するものとする。</u></p> <p>なお、当該提出を求める場合において、上記(1)イ又はロのいずれかに該当するときは、上記(1)と同様、2部(税関用1部、会計検査院用1部)提出するよう求めるものとする。</p> <p>イ～ニ (省略)</p> <p>ホ 内国消費税の免除を受けようとする貨物の場合には、その免除を受けるため必要とされる免税承認申請書、証明書又は未納税引取承認申請書の提出を要する輸入申告(特例申告貨物の輸入申告にあっては、輸入申告に際して提出を必要とされている場合に限る。)</p> <p><u>(イ) 免税承認申請又は未納税引取承認申請が、第7章に規定する汎用申請により行われる場合</u></p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 輸入通関関係</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 輸入申告</p> <p>(輸入申告時の関係書類等の提出)</p> <p>1-4 前項の規定により通関業者等に「輸入申告等控情報」(審査区分が簡易審査扱い(区分1)で輸入許可となった場合は「輸入許可等通知情報」。以下この項において同じ。)が配信されたときの関係書類の提出の取扱いは以下のとおりとする。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 簡易審査扱い(区分1)となった輸入申告の場合 原則として添付書類等の提出を省略するものとする。ただし、次に掲げる輸入申告については、添付書類等に輸入申告番号等を付記して、提出することを求めるものとする。この場合、次のイからへまでに掲げる輸入申告に係る添付書類等の提出期限は、輸入の許可の日の翌日から3日以内(行政機関の休日の日数は算入しない。)とし、<u>トに掲げる輸入申告に係る添付書類等の提出期限については、税関が指定するものとする。</u></p> <p>なお、当該提出を求める場合において、上記(1)イ又はロのいずれかに該当するときは、上記(1)と同様、2部(税関用1部、会計検査院用1部)提出するよう求めるものとする。</p> <p>イ～ニ (同左)</p> <p>ホ 内国消費税の免除を受けようとする貨物の場合には、その免除を受けるため必要とされる免税承認申請書、証明書又は未納税引取承認申請書の提出を要する輸入申告(特例申告貨物の輸入申告にあっては、輸入申告に際して提出を必要とされている場合に限る。)</p> <p>(新規)</p>

新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>(ロ) その他の場合</u> へ及びト (省略) (3) (省略)</p>	<p>(新規) へ及びト (同左) (3) (同左)</p>